県章

三重県公報

令和8年11月4日　（水）
第　768　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
675	有害な興行の指定	（少子化対策課）	2
676	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	（治山林道課）	2
677	同件	（　同　）	2
678	同件	（　同　）	3
679	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	（雇用経済総務課）	3
680	港湾法の規定による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定	（港湾・海岸課）	4
	公　　告		
	地域森林計画をたてる旨及びその案の縦覧	（森林・林業経営課）	4
	地域森林計画を変更する旨及びその案の縦覧	（　同　）	4
	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービス産業振興課）	5
	同件	（　同　）	5
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	6

告　　示

三重県告示第 675 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和 8 年 11 月 4 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

番号	区分	興行名	配給会社名等	指定年月日	指定理由
1	映画	永遠不埒の夜　快楽の惑い道	オーピー映画	令和 8 年 11 月 4 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
2	映画	ハイスペお姉さん　無防備な花園	オーピー映画		
3	映画	怪談　喰わせる人妻　しゃぶりつく淫魔	オーピー映画		
4	映画	ＢＵＬＬＹ　ブリー（原題）ＢＵＬＬＹ	ツイン（アメリカ）		
5	映画	穴場求人　どすけべ優遇いたします	オーピー映画		
6	映画	マーターズ（原題）ＭＡＲＴＹＲＳ	ＯＳＯＲＥＺＯＮＥ（フランス、カナダ）		
7	映画	ダイスド　戦慄のハロウィン（原題）ＤＩＥ‘ＣＥＤ　ＲＥＬＯＡＤＥＤ	ＪＩＧＧＹＦＩＬＭＳ（アメリカ）		
8	映画	大人の童話　この恋、青少年は禁止です！（原題）동화지만　청불입니다（ＦＯＲＢＩＤＤＥＮ　ＦＡＩＲＹＴＡＬＥ）	日活（韓国）		

三重県告示第 676 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 11 月 4 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 677 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 11 月 4 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市・南牟婁郡御浜町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第678号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年11月4日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市・名張市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

伊賀市・名張市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第679号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和8年11月4日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)の表に次のように加える。

4	カスタマーハラスメント防止対策促進補助金	県内の小規模事業者による録音・録画環境の整備を支援することにより、就業者が安心して働くことができる職場環境の整備促進を図る。	録音・録画機器の購入、設置等に要する経費	別に定める。	別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 680 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条の 11 第 1 項の規定により、次のとおり浜島港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

なお、港湾法の規定による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定（令和 6 年 10 月 29 日三重県告示第 742 号）は、令和 8 年 11 月 13 日限り廃止します。

令和 8 年 11 月 4 日

浜島港港湾管理者の長

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　指定区域の範囲

浜島港の港湾区域全域

2　指定物件

次の(1)から(3)までの船舶又は船舶に類するもの（以下「船舶等」という。）及び(4)の工作物とします。

(1)　自力航行が不可能と認められる船舶等

(2)　浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶等

(3)　沈没していると認められる船舶等

(4)　いかだその他の海域を使用する工作物

3　指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4　適用の日

令和 8 年 11 月 14 日（土）

公　　告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により地域森林計画をたてるため、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和 8 年 11 月 4 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　森林計画区の名称

伊賀森林計画区（伊賀農林事務所管内一円）

2　縦覧場所

津市広明町 13　農林水産部森林・林業経営課

伊賀市四十九町 2802　伊賀農林事務所森林・林業室

3　縦覧期間

令和 8 年 11 月 4 日から同年 12 月 4 日まで

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条第 5 項の規定により地域森林計画を変更するため､次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和 8 年 11 月 4 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

第 1

1　森林計画区の名称
北伊勢森林計画区（四日市農林事務所管内一円及び津農林水産事務所管内一円）
2　縦覧場所
津市広明町13　農林水産部森林・林業経営課
四日市市新正4-21-5　四日市農林事務所森林・林業室
津市桜橋 3-446-34　津農林水産事務所森林・林業室
3　縦覧期間
令和８年 11 月４日から同年 12 月４日まで

第 2
1　森林計画区の名称
南伊勢森林計画区（松阪農林事務所管内一円及び伊勢農林水産事務所管内一円）
2　縦覧場所
津市広明町13　農林水産部森林・林業経営課
松阪市高町138　松阪農林事務所森林・林業室
伊勢市勢田町628の2　伊勢農林水産事務所森林・林業室
3　縦覧期間
令和８年 11 月４日から同年 12 月４日まで

第 3
1　森林計画区の名称
尾鷲熊野森林計画区（尾鷲農林水産事務所管内一円及び熊野農林事務所管内一円）
2　縦覧場所
津市広明町 13　農林水産部森林・林業経営課
尾鷲市坂場西町１番１号　尾鷲農林水産事務所森林・林業室
熊野市井戸町 371　熊野農林事務所森林・林業室
3　縦覧期間
令和８年 11 月４日から同年 12 月４日まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第１項の規定による届出に対して同法第８条第１項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第３項の規定により公告します。

令和８年 11 月４日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
ディスカウントドラッグコスモス久保店
松阪市久保町字毛浪田 1267-1　ほか
2　松阪市から聴取した意見
意見なし
3　意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
4　意見の縦覧の期間及び時間
令和８年 11 月４日から同年 12 月４日まで
開庁日の午前９時から午後５時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第１項の規定による届出に対して同法第８条第１項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第３項の規定により公告します。

令和８年 11 月４日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
ぎゅーとら　ラブリー明和店・ジップドラッグ有爾中店
多気郡明和町蓑村 207 番地　ほか
2　明和町から聴取した意見

意見なし

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

令和８年 11 月４日から同年 12 月４日まで

開庁日の午前９時から午後５時まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第１項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和８年 11 月４日

三重県知事　一　見　勝　之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和８年 10 月 20 日	三重郡川越町大字当新田字西川原 14 ほか１筆	愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー40 階 株式会社クロスロード 代表取締役　岩口　知史
令和８年 10 月 22 日	亀山市田村町字女ケ坂 1412-3 ほか、字西山 1833 ほか６筆ほか及び能褒野町字西山 1899-2	鈴鹿市木田町 1394 高岡土地開発 代表　林　弘邦
令和８年 10 月 23 日	いなべ市員弁町松之木字五軒屋 363-2 ほか１筆	いなべ市北勢町大辻新田 354-2 チェリーヒルズＢ101 安藤　慎吾
令和８年 10 月 26 日	亀山市田村町字御堂前 1578-1 ほか 5 筆ほか及び字西山 1824-4 の一部	亀山市川合町 1217-2 有限会社シラカワ 代表取締役　中川　崇沖
令和８年 10 月 26 日	三重郡菰野町大字福村字清水 133-3 ほか３筆ほか	三重郡菰野町大字福村 795-1 ハウスクラフト株式会社 代表取締役　遠藤　真二
令和８年 10 月 26 日	三重郡菰野町大字千草字葛原 7810-1	三重郡菰野町大字千草 2519 服部　紘子 三重郡菰野町大字千草 2519 服部　仁史

発行　三　　重　　県

三重県津市栄町１丁目 891
三重県総務部法務課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/